

## 5)内容量

アレルギーの対象範囲(28品目)

名称	焼き菓子
原材料名	小麦粉(国内製造)、砂糖、卵、マーガリン、アーモンドパウダー、粉糖(砂糖、コーンスターチ)／膨脹剤、乳化剤、着色料(カロチン)、香料(一部に小麦・卵・乳成分・アーモンドを含む)
<b>内容量</b>	<b>5枚</b>
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	直射日光・高温多湿を避けて、常温で保存してください。
製造者	社会福祉法人大授 千葉県千葉市〇〇区××町△△一△

賞味期限:2023. 12. 24

### ①内容量表示

内容量表示は、表示対象が、**計量法13条の密封をしたときに特定物象量を表記すべき特定商品に該当するかどうか**で、表示方法が異なる。

密封をしたときに特定物象量を表記すべき特定商品に <b>該当する</b>	◆量目公差内で計り、内容量を <b>法定計量単位</b> で表示する。 ✓ <b>質量:g又はkg</b> ✓ <b>体積:ml又はL</b>
密封をしたときに特定物象量の表記すべき特定商品に <b>該当しない</b>	◆食品表示法の加工食品品質表示基準に基づいて表示する。 ◆個別の品質表示基準、公正競争規約等に規定があるものは、規定に従って表示する。

## 第13条1項



特定商品のうち、政令指定するものは、密封包装を施したら、法定計量単位を用いて量目公差内で計り、その内容量と表記者の住所・名称等を表示すること

(第14条1項:上記の義務商品は輸入品も同様に内容量と輸入者の住所・名称等を表示する)


## 第13条2項

13条1項の政令指定以外の特定商品を密封し、内容量を法定計量単位で表記する場合は、量目公差内で計り、その表記者の住所・名称等も表示すること

## 特定商品と特定物象量の表記

適用	内容	規定
第12条1項 【特定商品】	<u>計量して販売する</u>	◆ <u>量目公差内で計量する</u>
第13条1項 【特定物象量の表記】 	<u>特定商品を密封して販売する</u> 	◆ <u>量目公差内で表示する</u> ◆ <u>内容量を法定計量単位で表記する</u> ◆ <u>表記者の住所・名称等を表示する</u>

適用	内容量	表示方法
<p>第13条1項 【物象量表 記義務商 品】に該当 しない場合</p> 	<p><u>法定計量単位 で表示する必 要がない</u></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 食品表示基準に 従って、<u>個数(○ 個、○枚、○人前 等)で表示するこ とができる</u></li> <li>◆ 個別の品質表示 基準、公正競争 規約等に<u>規定が あるものは、規定 に従って表示する</u></li> </ul>

適用	内容量	表示方法
<p>第13条2項 【物象量表 記義務商 品】に該当 しない場合</p> 	<p>法定計量単位 で表示する必 要がないが、 <u>密封し、法定 計量単位で表 示した場合</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 量目公差内で表 示する</li> <li>◆ 表記者の住所・名 称等を表示する</li> </ul>

◆ 表記者の住所・名称等とは  
食品関連事業者の表示があれば、表記者の  
住所・名称等の要件を満たすことになる

## ② 密封時特定物象量を表記すべき特定商品

	特定商品	密封時に特定物象量を表記すべき特定商品	特定物象量	量目公差区分	量目公差適用の上限
1	精米及び精麦	精米及び精麦	質量	表一	25kg
2	豆類(未成熟のものを除く)及びあん、煮豆その他の豆類加工品	豆類(未成熟のものを除く)及びあん、煮豆その他の豆類加工品			
	(1)加工していないもの	(1)加工していないもの	質量	表一	10kg
	(2)加工品	(2)左に掲げるもののうち、あん、煮豆、きなこ、ピーナッツ製品及びはるさめ	質量	表一	5kg
3	米粉、小麦粉その他の粉類	米粉、小麦粉その他の粉類	質量	表一	10kg
4	でん粉	でん粉	質量	表一	5kg

	特定商品	密封時に特定物象量を表記すべき特定商品	特定物象量	量目公差区分	量目公差適用の上限
5	野菜(未成熟の豆類を含む)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く)	野菜(未成熟の豆類を含む)及びその加工品(漬物以外の塩蔵野菜を除く)			
	(1)生鮮のもの及び冷蔵したもの	(1)左のうち、該当するものなし	質量	表二	10kg
	(2)缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース	(2)缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース	質量又は体積	表一又は表三	5kg又は5L
	(3)漬物(缶詰及び瓶詰を除く)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ又は包装したものに限る)	<b>(3)左に掲げるもの(らっきょう漬け以外の小切り又は細刻していない漬物を除く)</b>	<b>質量</b>	<b>表二</b>	<b>5kg</b>
	(4)(2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	<b>(4)左に掲げるもののうち、きのこの加工品及び乾燥野菜</b>	<b>質量</b>	<b>表一</b>	<b>5kg</b>

	特定商品	密封時に特定物象量を表記すべき特定商品	特定物象量	量目公差区分	量目公差適用の上限
6	果実及びその加工品 (果実飲料原料を除く)	果実及びその加工品 (果実飲料原料を除く)			
	(1)生鮮のもの及び冷蔵したもの	(1)左のうち、該当するものなし	質量	表二	10kg
	(2)漬物(缶詰及び瓶詰を除く)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ又は包装したものに限る)	(2)漬物(缶詰及び瓶詰を除く)及び冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ又は包装したものに限る)	質量	表二	5kg
	(3)(2)に掲げるもの以外の加工品	(3)左に掲げるものうち、缶詰及び瓶詰、ジャム、マーマレード、果実バター並びに乾燥果実	質量	表一	5kg
7	砂糖	左に掲げるものうち、細工もの又隙間なく直方体状に積重ねて包装した角砂糖以外のもの	質量	表一	5kg

	特定商品	密封時に特定物象量を表記すべき特定商品	特定物象量	量目公差区分	量目公差適用の上限
8	茶、コーヒー及びココアの調整品	茶、コーヒー及びココアの調整品	質量	表一	5kg
9	香辛料	左に掲げるものうち、破碎又は粉碎したもの	質量	表一	1kg
10	めん類	左に掲げるものうち、ゆでめん又はむしめん以外のもの	質量	表一	5kg
11	もち、オートミールその他の雑穀加工品	もち、オートミールその他の雑穀加工品	質量	表一	5kg
12	菓子類 	左に掲げるものうち	質量	表一	5kg
		(1)ビスケット類、米菓類及びキャンディ(ナッツ類、クリーム、チョコレート等を挟み、入れ、又は付けたものを除くものとし、1個の質量が3g未満のものに限る)			
		1個3g未満のプレーンクッキー等			

	特定商品	密封時に特定物象量を表記すべき特定商品	特定物象量	量目公差区分	量目公差適用の上限
12	菓子類 	(2)油菓子(1個の質量が3g未満のものに限る)	質量	表一	5kg
		(3)水ようかん(くり、ナッツ類等を入れたものを除くものとして、缶入りに限る)	質量	表一	5kg
		(4)プリン及びゼリー(缶入りのものに限る)	質量	表一	5kg
		(5)チョコレート(ナッツ類、キャンディ等を入れ、若しくは付けたもの又は細工のものを除く)	質量	表一	5kg
		(6)スナック菓子(ポップコーンを除く)	質量	表一	5kg
13	食肉(鯨肉を除く)並びにその冷凍品及び加工品	食肉(鯨肉を除く)並びにその冷凍品及び加工品	質量	表一	5kg

	特定商品	密封時に特定物象量を表記すべき特定商品	特定物象量	量目公差区分	量目公差適用の上限
14	はちみつ	はちみつ	質量	表一	5kg
15	牛乳(脱脂乳を除く)及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む)	(1)粉乳、バター及びチーズ	質量	表一	5kg
		(2)(1)に掲げるもの以外のもの	質量又は体積	表一又は表三	5kg又は5L
16	魚(魚卵を含む)貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り哺乳類を除く)並びにその冷凍品及び加工品	魚(魚卵を含む)貝、いか、たこその他の水産動物(食用のものに限り哺乳類を除く)並びにその冷凍品及び加工品			
		(1)生鮮のもの及び冷蔵したもの並びに冷凍品	質量	表二	5kg

	特定商品	密封時に特定物象量を表記すべき特定商品	特定物象量	量目公差区分	量目公差適用の上限
16	(2)乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食品(加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る)及びそば、みりん干しその他の調味料	(2)左に掲げるもののうち、①干しかずのこ、たづくり及び素干しえび ②煮干し、又はくん製したもの③冷凍食品(貝、いか及びえびに限る) ④調味加工品(タラ又はたいのそばろ又はでんぶ及びうにの加工品に限る)	質量	表二	5kg
	(3)(2)に掲げるもの以外の加工品	左に掲げるもののうち、①塩かずのこ、塩たらこすじこ、いくら及びキャビア②缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、節類及び削節類、塩辛製品並びにぬか、かす等に漬けたもの	質量	表一	5kg

	特定商品	密封時に特定物象量を表記すべき特定商品	特定物象量	量目公差区分	量目公差適用の上限
17	海藻及びその加工品	左に掲げるもののうち、生鮮のもの、冷蔵したもの、干しのり又はのりの加工品以外のもの	質量	表二	5kg
18	食塩、みそ、うまみ調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油、ショートニング及びマーガリン類	食塩、みそ、うまみ調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油、ショートニング及びマーガリン類	質量	表一	5kg
19	ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	質量又は体積	表一又は表三	5kg又は5L
20	しょうゆ及び食酢	しょうゆ及び食酢	体積	表三	5L
21	調理食品	調理食品			
	(1)即席しるこ及び即席ぜんざい	(1)即席しるこ及び即席ぜんざい	質量	表一	1kg

	特定商品	密封時に特定物象量を表記すべき特定商品	特定物象量	量目公差区分	量目公差適用の上限
21	(2)(1)に掲げるもの以外のもの	(2)左に掲げるもののうち、冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品並びに缶詰及び瓶詰	質量	表二	5kg
22	清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	質量	表一	1kg
23	飲料(医薬用のものを除く)	飲料(医薬用のものを除く)			
	(1)アルコールを含まないもの	(1)アルコールを含まないもの	質量又は体積	表一又は表三	5kg又は5L
	(2)アルコールを含むもの	(2)アルコールを含むもの	体積	表三	5L

### ③量目公差の区分一覧と誤差率

区分	表示された内容量	誤差範囲又は誤差率	誤差
<b>表一</b>	5g以上 50g以下	4%	表示量－真実の量
	50gを超え 100g以下	2g	
	100gを超え 500g以下	2%	
	500gを超え 1kg以下	10g	
	1kgを超え 25kg以下	1%	
<b>表二</b>	5g以上 50g以下	6%	誤差率 $((\text{表示量} - \text{真実の量}) \div \text{表示量}) \times 100$
	50gを超え 100g以下	3g	
	100gを超え 500g以下	3%	
	500gを超え 1.5kg以下	15g	
	1.5kgを超え 10kg以下	1%	
<b>表三</b>	5ml以上 50ml以下	4%	誤差率の例 内容量200gと表示された商品の正味量が190gのときの誤差量 $((200 - 190) \div 200) \times 100 = 5\%$
	50mlを超え 100ml以下	2ml	
	100mlを超え 500ml以下	2%	
	500mlを超え 1L以下	10ml	
	1Lを超え 25L以下	1%	

表一又は表二において、**5%**は、誤差率を超過しており計量法違反となる



## ④ 計量器の種類

- ◆ 法13条の密封時に特定物象量を表記すべき特定商品に使用できる計量器は、計量法で「特定計量器」と定められている
- ◆ 家庭用計量器は、製造過程で、材料の重さを量る場合は使用できるが、内容量をはかる場合は、使用不可。

### 特定計量器

公的機関の検定に合格しているもので、「検定証印」や「基準適合証印」の貼付がある

2年に1度の法定定期検査を受けているもので「定期検査済ステッカー」の貼付がある。  
⇒ 合格した年月と次回の検査年が表示されている



法第13条の密封時に特定物象量を表記すべき特定商品は「特定計量器」を使用する

